附則

(施行期日)

1 ک \mathcal{O} 規 則 は、 道 路交通 法 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 律 平 成二十七 年法律 第四十号。 以下 改 正 法 という。

 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 平 成二十. 九 年三 月 十 一 一 日。 以 下 改 正 法 施 行 日 とい う。 か 5 施 行 する。

(経過措置)

2

則 次 (以 下 の各号の 「新規」 V ず 則 ĥ とい かに該当する者に対する改正後の指定自動車教習所等の教習 う。) 第一 条第二 項 第 一 号及び第二号並び に同 条 第四 項 第 \mathcal{O} 基 号、 準 O細 第二条第 目 に 関 す 号 及 る 規

び第二号、 第三条第 項 第 号、 同 条第二 項 第 号 及 び第二 号、 同 条第三 項 第 号及び 第二号、 同 条 第 兀

項 第 号及び 第 号、 同 条 第 五 項 第 号、 同 条 第 六 項 第 号 並 び に 同 条 第 八 項 第 号 及 び 第二 号 並 び に 第

兀 条 第一 項 第一 号及び: 第七号 並 び に 同 条第二 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 7 は、 新 規 則 第一 条 第 二項 第 号 中

準 中 型 一免許」 とあ るの は 準 中 型 免 許 (道 路交通 法 0 部を改正す る法 律 平 -成二十· 七 年法律 第 几 · 号)

附 則 第二 条第二号に定め る準 中 型 免 許 (以 下 「限定 準 中 型免 許 という。 を除く。 と、 同 項

中 準 中 型免許」 とあ る \mathcal{O} は 準 中 -型免許 (限· 定 準 中 型免許を除く。 と、 同 条第 匹 項 第 号 中 現に

若 第 \mathcal{O} 条第六項 l は とあるのは 号及 Š は 普 潍 第 び第二号、 通 中 号 免 型 「現に限定準中型免許、」と、 許 並 免 び 許 と、 同条: に 限 同 条第 第三項 同 定 準 項 第七号 中 八 項第 第一号及び第二号、 型 免 及び同 許 号及び第二号並 を除 条第二項 第二条第一号及び第二号、 (T) 同 表中 び 条第四 に 同 · 第 号 準 中 兀 項 条第 第一 中 普 型免許」 号及び第二号、 通 項 免 第 第三条第一項第一号、 許 とあ 号 中 لح るの あ る は 同 \mathcal{O} 準 条 は 潍 中 第 限 型 中 五. 型 免 項 定 許 免 潍 第 同条第二項 許 中 型 限 あ 免 定 同 る 許

和三十 改 正 五. 法 年 附 法 則 律 第二条 第 百 五 \mathcal{O} 号) 規定により 第八 + 準 兀 [条第] 中 型 自 項 動 車 \mathcal{O} 普 免許とみなされる改正法による改正 通 自 動 車 免許 を受け <u>-</u> 1 る者 前 0 道路: 交通 法 昭

潍

中

型免許を除く。

とする。

改 正 法 附 則 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ V) 潍 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 運 転 免 許 試 験 12 合格 L た者とみなされ 7 潍 中

型

自

動

車

免許

を受け

7

7

る者

3 各号に定 改 Ī 法 施 \emptyset る基 行日 本操 に お 作 1 及び て 現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了し 基本: 走 行 !を修| 了し た者とみなす。 ている者は、 それぞれ当該

改 正 前 \mathcal{O} 指 定 自 動 車 教習 所等 \mathcal{O} 教習 \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} 細 目 12 関 する規則 (以 下 旧 規則」 という。 第一 条 第

項 第 号 の 中 ·型 自 動 車 免許に係る基本操作及び基本走行 新 規 則 第 一条第 項 第 号の 中 型自 動 車 免

許 に 係 る 基 本 操 作 及び 基 本 走 行

旧 規 則 第 条 第 項 第三 号 \mathcal{O} 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る基・ 本 操 作及 び 基 本 走 行 新 規 則 第 条 第 項 第 五.

号 \mathcal{O} 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 基 本 操 作 及 \mathcal{U} 基 本 走 行

三

旧

規

則

第

条

第

号

0)

中

動

車

第

種

免

許

操

基

本

新

規

則

第

条第

兀

旧

規

則

第

条

第

項

第七

号

の普

通

自

動

車

第二

種

免

許

に 係

る基

本

操作

- 及び基:

本

走行

新

規

則

第

条

第

項 第七 ·型 自 : に 係 る基-本 作 及び 走行

項 第 九 号の 中 型 自 動 車 第二 種 免許 に 、係る基 本操 作 及 び 基本 走行

項 第 九 号 \mathcal{O} 普 通 自 動 車 第 種 免 許 に · 係 る基 本 操 作 及 び 基 本 走 行

改 正 法 施 行 日 に お 1 7 現 (C 次 \mathcal{O} 各 号に · 掲 げ る応 用 走 行 を 修 了 L 7 1 る者 は、 そ れ ぞ れ 当 該各号に定 8) る

応 用 走 行 を 修 了 L た者とみなす。 4

旧 規 則 第 条 第 項第二号の中 -型自動· 車 免許 に係る応用走行 新規 則第 条第一 項第 一号 \mathcal{O} 中型 自 動

車 . 許 に .係る. 応 用 走行

旧 規 則 第 条 第 項 第四 号 \mathcal{O} 普 通 自 動 車 · 免 許 に係る応 用 走行 新 規 則第 条 第 項第六号 \bigcirc 普通 自 動

車免許に係る応用走行

三 旧 規 則 第一 条第一 項第八号の中 -型自動· 車 十第二種: 免許に係る応用走行 新規 別第一 条第一項第十号 の中

型自動車第二種免許に係る応用走行

兀 旧 規 則 第 条 第 項 第八 号 \mathcal{O} 普 通 自 動 車 十第二種: 免許 に係る応用 走行 新規 別第 条第 項第十号 \mathcal{O} 普

通自動車第二種免許に係る応用走行

改 Ē 法施行日 に おい て 現に .次の各号に掲げる学科()を修了している者は、 それぞれ当該各号に定める学

科一を修了した者とみなす。

5

旧 規 則 第一 条第三 一項第 号の中で -型自動-車 · 免 許 に係る学科() 新 規 別第 条第三 一項第 号 の 中 型自 動

免許に係る学科一

旧 規 則 第一条第三項第一 号の普 通自動車 免許に係る学科() 新規則第一 条第三 一項第一 号の普 通自 動 車

免許に係る学科()

三 旧 規 別第一 条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科() 新規則第 条第三項第五号の中 型

自動車第二種免許に係る学科()

車

匹 旧 規 |別第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科|| 新規則第一条第三項第五号の普通

自動車第二種免許に係る学科()

改 正 法 施 行 日 に お **(**) て 現に .次の各号に掲げる学科(1)を修了している者は、 それぞれ当該各号に定め る学

科二を修了した者とみなす。

6

旧規 崱 第一 条第三項第二号の中型自動車 免許に係る学科二 新規則第一 条第三項第二号の中 型自 動車

免許に係る学科()

旧 規 則第一条第三項第二号の普 L通自動· 車 ・免許に係る学科二) 新規則第一 条第三項第二号の普通自

免許に係る学科二

三 旧 規 則 第 条第三 項第六号の中 型自 動 車 十第二種: 免許に係る学科二 新規則第 条第三 一項第 六号の 中 型

自動車第二種免許に係る学科二

兀 旧 規 則 第 条第三項第六号の普 通自動車第二種免許に係る学科二 新規則第一条第三項第六号の普通

自動車第二種免許に係る学科二

動

車